

2017年7月17日

株式会社大創産業
代表取締役 矢野 博丈 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 NPO法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL : 086-230-1316
FAX : 086-230-6880
HP : <http://okayama-con.net/>

質 問 書

1 はじめに

当 NPO 法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当 NPO 法人の活動の一環として、消費者契約の約款等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています。

この度、貴社が販売する商品の取扱い上のご注意の記載に関し、消費者契約法に違反するのではないかと疑われる情報提供がございましたので、貴社の見解をお伺いしたく、本書面を送付した次第です。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、本書到達後1ヶ月以内に、下記の質問事項について文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は当 NPO 法人のウェブサイト等において公表する可能性があることを予め申し添えます。

2 情報提供内容について

貴社が販売する商品「カラフルボール」の取扱い上のご注意に、「本商品により生じた損害や逸失利益、第三者のいかなる請求についても当社では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。」との記載がある旨の情報提供がありました。

3 消費者契約法上の問題点

消費者契約法第8条（事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効）は、次のとおり定めています。

次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

ここで、情報提供がなされた貴社商品の取扱い上のご注意の記載は、貴社商品の売買契約という消費者契約において、貴社商品の製造・入荷・販売上の債務の履行に際してされた貴社の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項といえますので、同法8条に違反するのではないかと考えられるところです。

なお、情報提供がなされた取扱い上のご注意の記載は、本件カラフルボールに限らず、貴社の複数の商品で確認されたこと、貴社と類似の形態の小売業を展開している株式会社セリアの同種商品では同様の注意書きは確認できなかったこと、を念のため付言いたします。

4 結語

以上から、当 NPO 法人は貴社に対して次のとおり質問させていただくとともに、関係する資料があれば、その送付をお願いいたします。

- (1) 本件商品の取り扱い上のご注意の記載が消費者契約法8条1項3号に該当して無効となるのではないかとこの当 NPO 法人の見解に対する貴社の考えをお聞かせください
- (2) 当該取扱い上のご注意の記載が消費者契約法8条1項3号に該当しないとお考えの場合は、その理由をお聞かせください
- (3) 当該取扱い上のご注意の記載が消費者契約法8条1項3号に該当するとお考えの場合は、現在貴社商品上に存在している当該記載について今後どのように対応していくのか、その対応方法と対応日程について、お聞かせください。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。